

申請・届出名	煙火（打上げ・仕掛け）届出書
様式	第11号様式 （阿久根地区消防組合火災予防条例施行規則第16条関係）
根拠条文	阿久根地区火災予防条例第45条第1項第2号
概要	煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛けを行う場合は、当該行為の 3日前まで に上記届出書を提出してください。
注意事項等	届出書に以下の書類を添付してください。 ・打上げ又は仕掛け場所の見取図

届出（無許可消費）の数量について（火薬類取締法施行規則第49条）

○信号又は観賞のために煙火を消費する場合

同一の消費地において1日に消費できる数量は、以下のとおりです。

打揚煙火（観賞用）		数量
打揚煙火 の直径	6cm以下	75個以下
	6cmを超え10cm以下	
	10cmを超え14cm以下	10個以下

↳ 全ての上限を満たす必要

仕掛煙火（観賞用）	数量
仕掛煙火に使用する炎管の数	200個以下

※数量を超える場合は、届出ではなく煙火消費許可申請が必要になります。

※その他煙火の消費についてご不明な点は、お問い合わせください。

<p>お問い合わせ先 阿久根地区消防組合 警防課危険物係 電話番号 0996-72-0119</p>
--